

施設の新設・増設を応援します！

投資と雇用拡大の要件に満たす施設等の新設・増設について、固定資産税相当額を区分に応じた割合で3年度間補助します。

◎中標津町産業振興奨励金

補助額

当該資産に係る固定資産税額相当に別表1の割合を乗じた額

補助対象

本町の産業振興上特に必要と認められ、かつ公害を防止するための適切な措置が講ぜられた施設を新設又は増設する者で、別表1で掲げる投資額及び新設又は増設に伴い増加する従業員数(常時雇用するものに限る。)の要件を満たす者

別表1

要件		割合		
投資額	新設・増設に伴い増加する従業員数 ※常用雇用	第1年度 (基準年度)	第2年度	第3年度
50,000,000円以上 100,000,000円未満	2人以上	100分の100	100分の75	100分の50
100,000,000円以上 500,000,000円未満	3人以上	100分の75	100分の50	100分の25
500,000,000円以上 1,000,000,000円未満	4人以上	100分の50	100分の37.5	100分の25
1,000,000,000円以上	5人以上	100分の25	100分の25	100分の25

申込方法

原則、工事着手前日までに事前協議書等を提出する必要があります。詳しくは中標津町役場(☎74-0463)までお問い合わせください。

ご注意

- 以下に該当した場合は取消しとなり、補助金の返還となります。
- 要件を満たさなくなったとき
 - 事業を休廃止したとき、またはその状態にあると認められるとき
 - 町税等を滞納したとき

◎お問い合わせ

〒086-1197 中標津町丸山2丁目22番地
中標津町 経済部 経済振興課 商工労働係
☎ 0153-74-0463(直通) ✉ shoukou@nakashibetsu.jp



お気軽に
お問い合わせください！

中標津町産業振興奨励金 Q & A



Q 1. 補助金額は？

A 1. 補助対象部分の固定資産税額相当に別表 1 を乗じた額を補助しますので、詳細な補助金額は固定資産税額が算定されてから確定します。
 なお、固定資産税の課税相当額のうち、新設・増設に係る固定資産税のみが対象となります。

Q 2. 補助金はいつもらえますか？

A 2. 基準年度（最初に固定資産税が課税された年度）の翌年 3 月頃に交付します。
 基準年度から 3 年度に渡り補助します。

Q 3. 「産業振興上特に必要と認められる施設」はどんな施設が該当しますか？

A 3. 宿泊施設など、本町の産業振興へ寄与する施設が該当となります。
 まずは、商工労働係までお問い合わせください。

Q 4. 雇用する従業員数は正社員である必要がありますか？

A 4. パートや臨時雇用の方については、勤務時間を 8 時間で除して得た数を「常用換算数」として従業員数に計上できます。

Q 5. 申請は 1 事業者 1 回のみですか？

A 5. 申請（施設）ごとに補助要件を満たしていれば何度でも申請できます。

Q 6. 申請はいつまでにしなければなりませんか？

A 6. 工事着手前日までに事前協議が必要となります。
 しかし、指定申請は基準年度から 3 年度以内であれば申請できますので、工事着手後に該当になることが判明した場合は、ご相談ください。
 ただし、補助金の交付は基準年度から 3 年度以内に限られますので、申請が遅れると実際に交付される補助金額が減少することがあります。
 （2 年目から交付を受ける場合、補助率は 2 年目からの補助率となります。）

	申請内容	申請時期	添付書類の例
1	事前協議	工事着手まで	位置図、配置図、建物図面、登記事項証明書など
2	工事着手届	工事着手時	
3	工事完了届	工事完了時	
4	指定申請	基準年度から 3年度以内	図面、完納証明書、従業員名簿、雇用保険被保険者台帳、事業収支計画書など
5	事業開始届	事業開始後	新規雇用者内訳、雇用保険被保険者台帳など
6	補助金交付申請	固定資産税確定後	町税の収納状況等調査同意書、従業員名簿、雇用保険被保険者台帳、決算書、図面など
7	事業状況報告	決算後	決算書、従業員名簿など

※5・6は3年間毎年申請が必要となります。